

令和 8 年 4 月採用インクルーシブ教育支援スクールソーシャルワーカー（会計年度任用職員）  
採用選考実施要領

令和 8 年 2 月 3 日  
世田谷区教育委員会

1. 採用職種

- インクルーシブ教育支援スクールソーシャルワーカー（会計年度任用職員）  
・若干名

2. 応募資格

以下の要件をいずれも満たすもの。（令和 8 年 4 月 1 日時点）

- (1) 臨床心理士、公認心理師、精神保健福祉士又は社会福祉士のいずれかの資格を有する者、若しくは同等の資格を有する者。（申込時点での資格の有無は不問とする）
- (2) 教育、臨床心理・精神医療、精神保健福祉等の分野において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー又は青少年の更生や自立支援に携わる職として、相談支援、カウンセリング、子どもの観察やアセスメント、関係機関との連携等の実務経験を 5 年以上有する者、若しくは同等の実務経験を有すると認められる者。
- (3) 任用期間において、世田谷区で「会計年度任用職員制度の『職』」として他に任用される予定がないこと。
- (4) 以下の欠格条項に該当しない者

\*【地方公務員法第 16 条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者  
2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者  
3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者  
4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

\*平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は応募できない（心神耗弱を原因とするもの以外）。

3. 選考の方法・日程等

- (1) 選考方法：①第一次選考（書類選考）  
②第二次選考（面接選考）

- (2) 書類提出：①採用選考申込書  
②世田谷区における勤務経歴等確認票  
③資格証明書の写し

※上記 3 点を持参、郵送又は区ホームページ掲載の専用フォーム（LoGo フォーム）より書類で提出すること。

上記の提出期限 令和 8 年 2 月 24 日（火）午後 5 時

- (3) 面接日程：令和 8 年 3 月 5 日（木）

※面接時刻は第一次選考の結果通知に記載予定。

- (4) 面接会場：教育総合センター（世田谷区若林 5-38-1）

4. 選考結果

- (1) 第一次選考：令和 8 年 2 月 26 日（木）頃発送予定  
(2) 第二次選考：令和 8 年 3 月 6 日（金）頃発送予定

※選考結果に関する問い合わせには一切回答しない。

## 5. 勤務条件

- (1) 身 分 会計年度任用職員（世田谷区教育委員会任用）  
(2) 任用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで  
※能力実証の上、再度の任用を行う制度あり。  
(3) 報 酬 月額306,068円（予定額。地域手当相当分含む。）  
※一定の要件を満たす場合、期末手当・勤勉手当を支給する。  
(4) 休 暇 有給休暇 年14日（任用開始月による減あり。）  
夏季休暇 年4日（任用開始月による減あり。）  
※その他慶弔休暇、妊娠出産休暇、育児休業等の制度あり。  
(5) 勤務日数 年間192日（月5日から20日の範囲で所属長が指定する。）  
(6) 勤務時間 午前8時30分～午後5時15分  
※実働7時間45分勤務、1時間休憩あり。  
※原則超過勤務は無いが、公務のために緊急の必要がある場合、所定の勤務時間以外に超過勤務を要することがある。  
(7) 社会保険 健康保険（東京都職員共済組合）、厚生年金保険、労働保険、介護保険の適用あり。  
(8) 雇用保険 雇用保険の適用あり。  
(9) 公務災害補償等 公務災害補償等の適用あり。  
(10) 通勤手当 月額55,000円を上限に実費支給する。  
(11) 勤務場所 世田谷区教育委員会 支援教育課  
世田谷区若林5-38-1 教育総合センター

## 6. 主な職務

- (1) 世田谷区立小・中学校（以下「区立学校」という。）への巡回訪問及び配慮や支援を要する児童・生徒の観察、アセスメントに関すること。  
(2) 配慮や支援を要する児童・生徒の学校生活上の支援に関する教職員への助言等に関すること。  
(3) 配慮や支援を要する児童・生徒の支援体制構築に向けた区立学校と関係機関との調整に関すること。  
(4) 配慮や支援を要する児童・生徒に関する教職員への研修・事例検討会等の実施に関すること。  
(5) 配慮や支援を要する児童・生徒の学校生活上の支援計画、保護者対応等に関する教職員への助言等に関する業務の補助に関すること。  
(6) その他インクルーシブ教育支援スクールソーシャルワーカーの職務に関し、所属長の指示する事項。

## 7. その他

地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合には懲戒処分等の対象となることがある。

## 8. 申込書等の配布

区ホームページからのダウンロード、又は下記「11. 問合せ先」窓口での配布。

※区ホームページ

○URL : <https://www.city.setagaya.lg.jp/03686/20667.html>

○ページID:20667

9. 申込期間

令和8年2月3日（火）から2月24日（火）午後5時（必着）

10. 申込方法

- (1) 下記「11. 問合せ先」窓口へ所定の①採用選考申込書、②世田谷区における勤務経歴等確認票、及び③資格証明書の写しの3点を持参、郵送又は区ホームページ掲載の専用フォーム（LoGo フォーム）より提出する。
- (2) 提出された「採用選考申込書」及び「世田谷区における勤務経歴等確認票」に事実相違があった場合は、不合格とする。
- (3) 選考書類は選考目的以外には使用しない。また、選考書類は返却しない。

11. 問合せ先

世田谷区教育委員会 支援教育課 支援教育担当

電話 03（6453）1512

〒154-0023 世田谷区若林5-38-1 教育総合センター